

協働事業提案制度の設置

静岡県静岡市

人口：713,333 人

面積：1,388.74 km²

取組の概要

市民活動団体と市とが役割分担し、相互に自主性を尊重し、協力・補完しあいながら共に社会的課題の解決に継続的に取り組む協働事業を創出するために協働事業提案制度を設置した。既定の予算の枠内で市民活動団体からの提案を募集する「協働パイロット事業」を平成 16 年度から開始し、市民活動団体と市が相互に提案し合う「市民活動協働市場（いちば）」を平成 17 年 7 月に設置した。提案内容や採否の審査状況、事業の実施報告、事後評価は原則公開としている。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 本市は、静岡市自治基本条例と市民活動指針等に規定する「市民主体のまちづくり」の理念を尊重し、市民の主体的な参画によるまちづくりを目指している。
- ・ 中でも、市民と市の協働の推進は、総合計画（計画期間：平成 17 年～平成 21 年）に戦略プロジェクトとして位置づけ、「100 協働事業」を目標に重点的に取り組んでいる。平成 18 年度の調査では 97 事業が実施される予定であり、質・量ともにさらなる向上が課題である。

2 取組の具体的内容

- ・ 各分野で既に行われている協働事業は、市が企画、発案したものが多いため、本制度においては、市民の主体性の醸成やノウハウの活用、対等性の確保といった視点から、市民からの提案制度の充実、活用が重点になっている。
- ・ 市民からの提案制度としては、既定の予算（1 件 50 万円以内）の中で自由なテーマを選んで応募する「協働パイロット事業」と、あらかじめ予算を確保せずに提案を受け、良いものを採用して予算付けする「協働市場（市民活動団体提案）」の 2 制度がある。

【協働パイロット事業と協働市場の内容】

項目	協働パイロット事業	協働市場
募集内容	市民活動団体と市の協働事業	同左
応募資格	① 特定非営利活動法人 ② 法人格を持たないが①に準じる団体	同左
テーマ分野	社会的課題の解決のための事業。課題部門は一定のテーマを設定。	社会的課題の解決のための事業。(テーマ、分野を問わない。)
予算額	50万円(税込み)※事務管理費の計上を認める。原則として精算なし。	相互に合意した額。上限等なし。
協働の方法	委託契約による。	事業内容にふさわしい方法。
協働の期間	年度内(原則として当年度7月~12月)	事業内容にふさわしい期間。
審査機関	審査委員会	各所管課。事業内容によっては議会の議決を要する
選定の方法	公開プロポーザル方式	各段階での検討:各所管→財政→庁議→議会
評価の視点	(1) 市民ニーズや社会的課題の把握 (2) 協働事業のふさわしさ (3) 先駆性、創造性 (4) 実行性 (5) 予算見積り適正性 (6) その他	(1) 公益性 (2) 市の施策として妥当性 (3) 先進性・先駆性・モデル性 (4) 実現可能性・実行可能性 (5) 緊急性・優先順位 (6) その他
情報公開	原則公開 ※審査委員会は非公開	原則公開

共通の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発案段階からの協働を創出する制度 ・ 分野やテーマを問わない 	
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用されれば即実行できる ・ 採否決定に時間がかからない ・ 民間委員による選考 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつでも応募できる ・ 形式や予算額、事業期間などを自由に設定できる
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算が限定されている ・ 採用件数が限定されている ・ 応募・実施期間が限定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算を伴うものやスケールの大きいものは検討に時間を要する ・ 予算を伴うものは採用されにくい ・ 行政内部での検討

【協働事業事例】

《協働パイロット事業》

○ 課題テーマ部門（平成 17 年度）

『タバコ喫煙の低年齢化を防止するための小中学生向け喫煙防止講演活動』

団体名：タバコと健康の会静岡（健康づくり推進課との協働）

事業概要：

- 小中学校に出向いて、児童・生徒を対象に喫煙防止講演を実施。
講演は、同会のメンバーが、腹話術人形を使った対話形式、タバコ由来の病気の模擬体験、実際の手術の様子をビデオ鑑賞、プレゼンソフトを使った説明などでわかりやすい内容である。
- 学校で採用されるためのアプローチは、健康づくり推進課と市民生活課の連名で通知文を送付するとともに、同会会員が小中学校に出向いて、校長と養護教員を対象に啓発活動を実施。
これをきっかけとして、児童・生徒向け講演が採用された。
- 通知文による講演が 9 校 10 講演、教員向け啓発をきっかけとした講演が 15 校 17 講演。市子連対象講演 3 講演を合わせて、参加者は約 7,000 人。

○ 自由テーマ部門（平成 17 年度）

『森林と川体験ワークショップ』

団体名：みどり情報局静岡（農林総務課との協働）

事業概要：

- 宿泊を含む連続 3 回のワークショップ。
- 参加者は小学生（3～6 年生）約 30 名
- 森林の働きなどについての講義、チェーンソーを使った実技、自然体験やゲーム形式で環境を考えるワークショップを組み合わせ実施した。

《市民活動協働市場（市民活動団体提案）》

○ 平成 18 年度

『労働相談 トータルサポート事業』

団体名：特定非営利活動法人人財フォーラム（商業労政課との協働）

事業概要：

- 現在、勤労者の悩みとして、法律的な「労働相談」、心の悩みの「メンタルヘルス相談」、再就職・転職などの「就職相談」については市が別個に実施しているが、相互に関連する場合が多いので窓口を一つにして総合的に行う。

3 取組の効果

- ・ 市民主体のまちづくりの推進
- ・ 行政では対応が難しい地域課題への対応
- ・ 地域の市民活動団体等の活性化・基盤強化
- ・ 市民の行政運営への関心や自治意識の向上
- ・ 市民ニーズへの的確な対応と行政サービスの効率化

4 取組中の課題・問題点

- ・ 提案団体や参加市民はいまだ一部に限られている状況で、何よりもまず市民及び市職員への事業周知と協働意識の啓発が一番の課題である。
- ・ また、市民活動団体からの提案では、思いや事業内容を効果的なプレゼン方法や、優れたアイデアや実行力を生かすために総合的に体系付ける方法に工夫が必要であるとの印象を受ける。
- ・ また、団体自体の活性化とレベルアップも課題であり、団体への研修などのバックアップも必要であると考ええる。

5 住民の反応・評価

- ・ 事業実施した団体及びサービス等を享受した市民のいずれの事後評価も高い。
- ・ 行政主導でサービスを提供し市民が享受する関係から、互いを尊重し認め合う協働関係に転換したことにより、市と団体の互いの理解も深まり、参加した市民もより身近に感じ、共に考え解決する意識の向上に寄与していると思われる。

6 今後の課題

- ・ 「協働」とは何か、具体的にどのように参加したらいいのか、「協働」というものが漠然としていて市民には理解しにくいようである。
- ・ 平成 19 年 4 月に「市民参画の推進に関する条例」と「市民活動の促進に関する条例」が制定される予定で、条例や協働事業の周知を通して、広く市民や市民活動団体への意識浸透に努める必要がある。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.city.shizuoka.jp/deps/simin/npobazaar.html>

担当部署：市民生活課